

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3265号)

令和7年10月16日

横 情 審 答 申 第 3265 号  
令 和 7 年 10 月 16 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 松村 雅生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づくに諮問について（答申）

令和6年3月28日教高第1358号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定高等学校が保有する、調査書」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「特定高等学校が保有する、調査書」の保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和5年12月25日付で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第1項に規定する保有個人情報が存在しないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 保有個人情報は法第60条第1項で規定され、地方公共団体等の行政文書に記録された個人情報に限定される。
- (2) 横浜市における「行政文書」とは、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項において、職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいうとされ、「保有している」とは、横浜市の保有する情報の公開に関する条例の解釈・運用の手引き（以下「解釈・運用の手引き」という。）において、開示請求時点において所持している文書をいうとされている。
- (3) 本件保有個人情報は、令和5年12月20日に実施機関が審査請求人から卒業見込みの調査書（以下「調査書」という。）作成の依頼を受け、同月25日に作成し、令和6年1月9日に交付したものである。

そのため、令和5年12月6日付の本件開示請求日時点では、本件保有個人情報は作成しておらず保有していないため、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象保有個人情報の全部を開示することを求める。
- (2) 実施機関は、本件開示請求日時点において調査書を保有していないことを挙げているが、令和6年1月9日に審査請求人は調査書を受け取っており、審査請求日時点で当該文書を保有していたことは明らかである。
- (3) 仮に、本件開示請求日時点では当該文書が存在していなかったとしても、近いうちに作成されることが明白であり、作成されてから開示請求をしてもその開示の目的を達成することができないので、柔軟に対応することを求める。
- (4) 調査書は、校長及び記載責任者の印を押印したものに限定しているわけではない。
- (5) 本件開示請求日時点で押印済みの調査書は保有していなかったとしても、3年1学期までの成績等を反映した未押印の調査書を保有しているはずであり、それらの開示を求める。
- (6) 法に基づき本件開示請求をしたものであり、条例や解釈・運用の手引きとは一切関係がなく、実施機関の主張は全くの的外れである。
- (7) 法第78条の1から3までのどれに基づいて不開示としているのか、また、その理由を弁明すべきで、条例や解釈・運用の手引きを基にした行政文書の定義について弁明されても弁明にはなり得ない。

## 5 審査会の判断

- (1) 大学の一般選抜における調査書の交付事務について  
特定高等学校では、大学の進学を希望する生徒からの依頼を受けて、その生徒の成績や活動内容を記載した調査書を作成し、交付する。  
大学の一般選抜では第3学年第2学期までの成績等を反映した調査書を作成し、その写しに校長及び記載責任者の印を押印したものを受け付ける。  
調査書は、その交付を受けた生徒がその他の出願書類と併せて志望する大学に提出する。
- (2) 本件保有個人情報について  
特定高等学校が作成した審査請求人に係る調査書である。調査書には、当該本人の成績や活動内容等が記録される。
- (3) 本件保有個人情報の不存在について  
ア 実施機関は、本件保有個人情報を保有していないと主張しているため、当審査

会が実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 成績等の生徒情報は、それを集約している校務システムに入力している。
- (イ) 成績は、各学期の成績会議後に校務システムに登録し、本件では令和5年12月20日頃に第2学期の成績会議が行われている。
- (ウ) 調査書の様式は校務システムから出力することができ、生徒からの発行依頼を受けた場合に出力し、その記載内容をクラス担任等が確認する。確認が完了した月日を「この調査書の記載内容に誤りがないことを証明する。」日付として校務システムに入力する。

全ての入力の完了後、校務システムから調査書を出力し、それを原本として紙で保管する。紙の原本を複写し、記載責任者印及び学校印を押印することで調査書となる。調査書は厳封し、在校生の場合は、原則クラス担任等が手渡しで交付する。

- (エ) 校務システムのデータは生徒情報を集約しているものであって、それを調査書として使用するためには、内容を確認した上で確定する必要がある。開示請求日時点において調査書は作成していないため、当該データは調査書とはいえない。本件保有個人情報には該当しない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

一般選抜を受験する生徒の調査書に記載する第2学期の成績は、成績会議を経て確定し、調査書の内容は、生徒からの発行依頼を受けた際に担任等が確認し調査書として確定するという手順を踏まえると、本件開示請求日時点では成績会議は開かれておらず、また、調査書作成の依頼を受けていないことから、調査書を作成し保有していたとは認められない。

審査請求人は第3学年第1学期までの成績等を反映した未押印の調査書を保有しているはずだと主張するが、本件開示請求日時点での校務システムの成績等のデータは、調査書としての内容が確認され確定したものではなく、調査書は作成されていない。そのため、当該データは該当しないという実施機関の説明は、不自然・不合理とは認められない。

- (4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。
- (5) 以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井惠里可、委員 藤嶋崇友

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 3 月 28 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 5 月 31 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 8 月 21 日 (第318回第三部会)	・審議
令 和 7 年 9 月 18 日 (第319回第三部会)	・審議